省令

○法務省令第三十一号

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十一号）及び国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十九年政令第二百四十六号）の施行に伴い、法務省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月二十二日

法務大臣　上川　陽子

法務省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令

法務省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十七年法務省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（国家戦略特別区域法施行令第二十二条第一号の確認の申請） **第二条**　国家戦略特別区域法施行令第二十二条第一号の確認（以下「創業活動確認」という。）を受けようとする外国人は、次に掲げる事項を記載した創業活動計画を作成し、これを関係地方公共団体に提出して、創業活動確認の申請をしなければならない。 ［一～六　略］ 七　国家戦略特別区域法施行令第二十二条第一号ハに規定する事業の規模に関する事項 八　［略］ 2　［略］ （関係地方公共団体による確認） **第三条**　前条の申請を受けた関係地方公共団体は、事業の経営に関し識見を有する者の意見を聴いた上、国家戦略特別区域法施行令第二十二条第一号イからニまでのいずれにも該当すると認めたときは、創業活動確認をするものとする。 ［2・3　略］	（国家戦略特別区域法施行令第十八条第一号の確認の申請） **第二条**　国家戦略特別区域法施行令第十八条第一号の確認（以下「創業活動確認」という。）を受けようとする外国人は、次に掲げる事項を記載した創業活動計画を作成し、これを関係地方公共団体に提出して、創業活動確認の申請をしなければならない。 ［一～六　同上］ 七　国家戦略特別区域法施行令第十八条第一号ハに規定する事業の規模に関する事項 八　［同上］ 2　［同上］ （関係地方公共団体による確認） **第三条**　前条の申請を受けた関係地方公共団体は、事業の経営に関し識見を有する者の意見を聴いた上、国家戦略特別区域法施行令第十八条第一号イからニまでのいずれにも該当すると認めたときは、創業活動確認をするものとする。 ［2・3　同上］
（在留期間） **第五条**　国家戦略特別区域法第十六条の六第一項の規定の適用を受ける入管法第七条の二第一項の申請により交付された在留資格認定証明書を提出して入管法第六条第二項の申請をした外国人に対して経営・管理の在留資格を決定する場合における在留期間は、入管法施行規則第三条の規定にかかわらず、六月とする。 （在留資格認定証明書交付申請に係る提出資料） **第六条**　国家戦略特別区域法第十六条の六第一項の規定の適用を受ける入管法第七条の二第一項の申請に当たっては、入管法施行規則第六条の二第二項の規定にかかわらず、写真（申請の日前三月以内に撮影されたもので入管法施行規則別表第三の二に定める要件を満たしたものとし、かつ、裏面に氏名を記入したものとする。）一葉並びに第二条の規定により提出された創業活動計画の写し、有効な創業活動確認証明書の写し及びその他参考となるべき資料各一通を提出しなければならない。 （在留資格認定証明書交付申請に係る代理人） **第七条**　国家戦略特別区域法第十六条の六第一項の規定の適用を受ける入管法第七条の二第一項の申請をする場合における同条第二項の法務省令で定める者は、入管法施行規則第六条の二第三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者とする。 ［一・二　略］	（在留期間） **第五条**　国家戦略特別区域法第十六条の四第一項の規定の適用を受ける入管法第七条の二第一項の申請により交付された在留資格認定証明書を提出して入管法第六条第二項の申請をした外国人に対して経営・管理の在留資格を決定する場合における在留期間は、入管法施行規則第三条の規定にかかわらず、六月とする。 （在留資格認定証明書交付申請に係る提出資料） **第六条**　国家戦略特別区域法第十六条の四第一項の規定の適用を受ける入管法第七条の二第一項の申請に当たっては、入管法施行規則第六条の二第二項の規定にかかわらず、写真（申請の日前三月以内に撮影されたもので入管法施行規則別表第三の二に定める要件を満たしたものとし、かつ、裏面に氏名を記入したものとする。）一葉並びに第二条の規定により提出された創業活動計画の写し、有効な創業活動確認証明書の写し及びその他参考となるべき資料各一通を提出しなければならない。 （在留資格認定証明書交付申請に係る代理人） **第七条**　国家戦略特別区域法第十六条の四第一項の規定の適用を受ける入管法第七条の二第一項の申請をする場合における同条第二項の法務省令で定める者は、入管法施行規則第六条の二第三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者とする。 ［一・二　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年九月二十二日）から施行する。

○財務省令第五十五号

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百四十四条の規定に基づき、子ども・子育て支援法に基づく拠出金等の納付手続の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月二十二日

財務大臣　麻生　太郎

子ども・子育て支援法に基づく拠出金等の納付手続の特例に関する省令の一部を改正する省令

子ども・子育て支援法に基づく拠出金等の納付手続の特例に関する省令（昭和四十六年大蔵省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

別紙書式を次のように改める。